

入札説明書

第一管区海上保安本部の入札公告（令和7年5月1日付）については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

支出負担行為担当官代理
第一管区海上保安本部次長 安達 貴弘

1. 一般競争に付する事項
 - (1) 契約件名 釧路（基）格納庫等建設用地造成工事（第2期）監理業務
 - (2) 工事概要 仕様書のとおり
 - (3) 引渡期限 令和7年11月28日
 - (4) 施工場所 北海道釧路市鶴岡2-292（釧路空港内）
 - (5) 本案件は、証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局の承諾を得て紙入札方式とする。
2. 競争に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者及び第一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
 - (3) 令和7・8年度国土交通省一般競争参加資格（第一管区海上保安本部を希望した者に限る。）において、「建設コンサルタント」のBに格付けされた者であること。
 - (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、第一管区海上保安本部入札・見積者心得第4-3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3. 入札、開札の時期及び場所、入札申込等

(1) 入札申込

① 電子調達システムによる入札参加申請書受付締切日時

電子調達システムにより 令和07年05月19日 16時00分 までに申請すること。

② 紙入札方式参加申請書受付締切日時

下記4(2)の提出証明書類を 令和07年05月19日 16時00分 までに下記14に提出すること。

(2) 入札書及び工事費内訳書の受領期限

電子調達システム及び紙による提出とともに 令和07年05月20日 16時00分 まで
紙入札による場合は、下記14に提出すること。

(3) 開札の日時及び場所

令和07年05月21日 10時00分

小樽地方合同庁舎5F 第一管区海上保安本部 経理補給部

(4) 再度入札

第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、入札参加者全員が電子入札である場合、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合があり、開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば、当本部から連絡する。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

国土交通省電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

4. 入札書類データ(証明書等)

【 提出証明書類 】

(1) 電子入札参加者は、以下の証明書等を電子入札システムにより提出すること。

① 国土交通省競争参加資格結果通知書(写) ※申請中の者はその旨を申し出ること。

② 確認書

③ 配置予定技術者調書

(2) 紙入札参加者は、以下の証明書等を持参又は郵送等により提出すること。

① 国土交通省競争参加資格結果通知書(写) ※申請中の者はその旨を申し出ること。

② 紙入札方式参加願

③ 配置予定技術者調書

※上記の各様式（競争参加資格結果通知書及び経営規模等評価通知書を除く。）は、当管区本部ホームページ入札情報「各様式のダウンロード」に掲載している。

5. 「工事費内訳書」の提出

入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書（任意様式）を提出しなければならない。なお、提出した工事費内訳書について説明を求めることがあり、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、第一管区海上保安本部入札・見積者心得書第6(12)に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

別表

1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合(紙入札者に限る。) (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3	添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5	その他未提出又は不備がある場合	

6. 仕様書等の交付期間・交付場所

交付期間 公告の日から 令和07年05月19日 16時00分 まで
交付場所 下記16

7. 入札保証金、契約保証金及び前金払

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前金払 請求可 (請負代価が300万円以上の場合のみ。請負代価の3/10以内)

8. 入札書の提出方法

- (1) 電子調達システムによる場合
 - ① 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - ② 入札書の記載事項
 - (イ) 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - (ロ) 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価(税抜き)にて入札に付す。
 - (ハ) 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証[ICカード]を取得している者であること。)
 - ③ 入札書の提出
 - (イ) 入札書は、電子調達システムにより、当該入札書受領期限までに到達するよう提出しなければならない。
 - (ロ) 電子入札に利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けている者(以下「受任者」という。)のICカードに限る。
なお、受任者による電子入札の利用は、下記(3)の基準による年間委任状が提出された場合に限り認めるものとする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書を直接に提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「開札年月日〔調達件名〕入札書在中」と記載し下記14に提出するものとする。

② 郵便(記録郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を、中封筒の封皮には氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「開札年月日〔調達件名〕」をそれぞれ記載し、直接に提出する場合と同様に、下記14宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 期間委任状

① 提出の相手方

発注者(支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長)あて提出するものとする。

② 提出時期

当該発注者における最初の入札参加手続き前までに提出するものとし、入札手続途中における提出は認めない。

③ 期間委任状の内容

(イ) 入札、見積についての権限及び契約締結について権限が委任されていなければならぬ。

(ロ) 電子入札においては、復代理人は認めない。

(ハ) 委任期間は当該年度内を限度とする。

(ニ) 代表者及び受任者の記名・押印がされた委任状(書面)の提出とする。

(ホ) 原則として個別案件における委任は認めない。

9. 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、第一管区海上保安本部入札・見積者心得書、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においては I C カードを不正に使用した入札は無効とする。

10. 注意事項

電子調達システムにより提出された入札書及び書面により入札箱に投函された入札書については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得書第6(入札等の無効に関する事項)各号に該当する場合を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。したがって入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

11. 開札

(1) 開札の際、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に關係のない職員を立ち会わせて、これを行う。

(2) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行なう。この場合において、入札者等及びその代理人のすべてが紙入札方式で立ち会いしているときは、引続き入札を行う。電子入札システム及び郵送による入札を行った者がある場合、その他契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、別途指定する日時に再度入札を行う。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

12. 落札者の決定方法

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 予算決算及び会計法第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるとみとめられるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者から上記方法をもって落札者を決定することがある。
- (3) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13. 契約書作成の要否 要

14. 契約条項等を示す場所

北海道小樽市港町5番2号 第一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係
電話 0134-27-0118 内線2224

15. 契約及び入札に関する問い合わせ先 上記14に同じ

16. 仕様内容に関する問い合わせ先 第一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 営繕係 電話 0134-27-0118 内線2227

17. 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① この契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 前項の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

